

国民年金の保険料納付が困難な学生は学生納付特例の手続きを！

学生納付特例の対象者は？

日本国内に住むすべての人は、20歳になったときから国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられています。学生に対しては、申請によって在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

学生とは？

学生納付特例でいう学生とは、大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、特別支援学校、専修学校および各種学校、一部の海外大学の日本分校に在学する方で、夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます。

なお、私立の各種学校については、修業年限が一年以上の課程に在学している方に限ります（都道府県知事の認可を受けた学校に限られます。）また海外大学の日本分校については文部科学大臣が個別に指定した課程に限ります。

所得基準は？

学生納付特例には所得基準があり、本人の所得が次の額以下の場合に対象となります。

118万円＋扶養親族等の数×38万円＋社会保険料控除等

申請者本人のみの所得をみるため、本人以外の家族の所得は問いません。

年金との関係は？

老齢基礎年金を受けるためには、原則として保険料の納付済期間（保険料免除期間を含む）が25年以上（平成29年8月からは10年以上）必要です。学生納付特例の承認を受けた期間は、この老齢基礎年金の受給資格期間に含まれます。ただし、老齢基礎年金の計算対象となる期間には含まれません。

また、学生納付特例制度の承認を受けていれば、その期間は、保険料納付済期間と同様に障害基礎年金の支給要件となる対象期間に含まれます。

申請書の提出先は？

- ・ 申請書の提出先は、住民登録している市区町村の窓口
 - ・ お近くの年金事務所
 - ・ 在学中の学校等
- ※学校等の窓口で申請手続を行うためには、在学する大学等が学生納付特例事務法人の指定を受けている必要がありますので、日本年金機構ホームページ等で事前に確認してください。
日本年金機構ホームページ
(<http://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/gakutokutaisyouko.html>)

必要な添付種類は？

- ・ 年金手帳
 - ・ 学生等であることまたは学生等であったことを証明する書類（在学証明書または学生証などの写し）。ただし、申請手続を行う際に市区町村役場の窓口で直接これらを提示する場合は添付の必要はありません。
 - ・ 退職（失業）した人が申請を行う場合は、退職（失業）したことを確認できる書類（雇用保険受給者証、雇用保険被保険者離職票等の写し）
- ※申請が遅れると、申請日前に生じた不慮の事故や病気による障害について、障害基礎年金を受けることができない場合もありますので、注意してください。（申請時点の2年1ヶ月前の月分まで遡って申請することができます。）

問合せ先： 稚内年金事務所（電話0162-32-1941）

または 役場保健福祉課 戸籍福祉グループ 電話：5-1115 告知端末機：5-8813